

会 議 録

会議名称	令和6年度 目黒区特別職報酬等審議会（第1回）
日 時	令和6年10月23日（水）午前11時～午前12時
会 場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出 席 者	（委員） 齋藤会長、荘島会長職務代理者、今井委員、小川委員、北澤委員、 齊藤委員、堀内委員、松崎委員、依田委員 （区側） 区長、副区長、総務部長、総務課長、人事課長、事務局
傍 聴 者	なし
配付資料	目黒区特別職報酬等審議会（第1回）次第、委員名簿、諮問文（写） 目黒区特別職報酬等審議会資料 1～3
会議次第	・ 委嘱状伝達 ・ 区長あいさつ ・ 審議会の進め方について ・ 委員のご紹介 ・ 区側出席職員の紹介 ・ 会長互選 ○審議会 1 会長ごあいさつ 2 会長職務代理者の指名 3 会長職務代理者ごあいさつ 4 諮問 （区長・副区長退席） 5 傍聴・資料等の取扱い説明 6 資料の内容説明 7 資料等に関する質疑応答 8 今後の進め方 9 閉会
内容及び 主な発言	1 会長があいさつした。 2 会長が職務代理者に連合目黒地区協議会の荘島委員を指名した。 3 会長職務代理者があいさつした。 4 区長から諮問を受けた。

	(区長・副区長退席) 5 傍聴・資料等について、次のように取り扱うこととした。 ・ 審議会は原則公開とし、審議会進行に支障がない限り傍聴を承認すること。 ・ 傍聴者に会議資料を配付すること。 ・ 会議録は要点筆記とし、ホームページで公開すること。 6 事務局から、配付資料（勧告の概要等）について内容説明を行った。 7 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言） ・ 会長 審議会の審議内容とそのポイント、今後のスケジュールなどについて確認したい。 → 今月 9 日、特別区人事委員会から一般職員の給与等に関する報告及び勧告が出された。その内容を踏まえ、区議会議員並びに区長等の給料額等の改定について、その是非を含めて審議いただきたい。 仮に今回改定すべきであるという答申をいただき、条例改正を行うこととなった場合、職員団体との妥結状況を考慮した上で、11月の第4回定例会に条例案を提案することとなる。 これに向け、11月15日及び11月22日開催予定の第2回及び第3回特別職報酬等審議会において、答申案を審議いただく予定である。 ・ 委員 一般職員の給与改定の決定はいつ頃か？また、次回の審議会には間に合うのか？ → 例年どおりのスケジュールで進むと、2回目の審議会では未決定の見込みである。また、3回目の審議会の時点においても労使交渉の妥結がなされているかは不透明であり、未決定の場合には、妥結後に別途会長及び会長職務代理者から答申を行っていただく予定である。 ・ 委員 来年度の区の収入の見積はどれくらいになるか？ → 特別区税で520億円余の歳入が見込まれている。 ・ 委員 給与を一律で上げるのではなく、成果に応じた形で反映させることで、モチベーションを向上させていくことできないか？ → 成果という観点とは異なるが、今回の人事委員会勧告では職層に応じて、若年層を中心として金額が増となるよう配分されており、若い世代により働きがいを持ってもらえるような給与体系となっている。
--	---

	・ 委員 地域手当について勧告ではどのように記載されているか？ → 今回の勧告では触れられていない。なお、特別職の地域手当については平成21年の当審議会において、今後も職員に準ずることが妥当であるという答申を行っている。（地域手当の推移については、資料2、p3） ・ 委員 地域手当は期末手当の中に含まれているか？ → 含まれている。 ・ 委員 職員給与の反映は4月1日に遡っているが、区長等の報酬は遡らないのか？ → 特別職の給与改定時期については、特別区の中でも各区様々である。目黒区では、これまで特別職の報酬改定については遡らず、条例改正の翌月から適用している。 8 会長から、今後の進め方について説明があった。 ・ 会長 本日の説明や審議状況を踏まえて、論点整理と答申案の検討を行いたいと思うがいかがか。 (委員から「異議なし」の声) 第2回の審議会は11月15日（金）午後1時30分から、この会場で開催する。 9 会長から閉会の宣言があった。
--	--